

和田港若狭和田マリーナ指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

和田港若狭和田マリーナ（以下、「若狭和田マリーナ」という。）は、海洋スポーツの健全な発展と海洋性レクリエーションの振興および地域の活性化に寄与することを目的に、昭和55年7月に福井県が設置した公の施設です。

平成15年6月の地方自治法一部改正により、多様化する利用者のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度が設けられました。

若狭和田マリーナは、「福井県港湾施設管理条例」（昭和37年福井県条例第45号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、平成18年4月から指定管理者制度を導入しました。

このたび、令和8年3月末で指定期間が満了することから、令和8年4月から若狭和田マリーナの管理を行う事業者を募集することとしました。

2 施設の概要

(1) 概要

名 称	和田港若狭和田マリーナ
所在地	大飯郡高浜町和田167-4
施設規模	陸域面積 45,532 m ² 水域面積 13,000 m ²
施設概要	浮 棧 橋 1 基 水域係留 18 隻分 棧 橋 4 基 水域係留 20 隻分（冬季等風浪時は、係留不可） 船揚場（ボートヤード） 面積 12,000 m ² 保管能力 クルーザーヨット 112 隻（ディンギー型ヨット換算 450 隻） 駐 車 場 面積 13,500 m ² （普通乗用車 450 台分） 修理ヤード 面積 1,500 m ² 上下架施設 ウインチ 1 基（揚げ能力 1 トン） 斜 路 15 m 2 箇所 管 理 棟 面積 248 m ² 管理事務所、研修（談話）室、シャワー室、船具ロッカー室 緑 地 面積 10,400 m ² 給 水 施 設 7 基 給 電 施 設 4 基

(2) 設置目的

海洋スポーツの健全な発展と海洋性レクリエーションの振興および地域の活性化に寄与することを目的とする。

3 指定管理者の業務

(1) 指定管理者の業務

ア 条例第18条第1項に規定する使用の許可、条例第19条第1項に規定する許可事項の変更の許可、条例第21条に規定する許可の取り消しなどその他の使用の許可に関する業務

イ 条例第 22 条第 1 項に規定する利用料金の徴収、条例第 23 条ただし書に規定する利用料金の還付および条例第 24 条に規定する利用料金の免除に関する業務

ウ 若狭和田マリーナの維持管理に関する業務

エ 若狭和田マリーナの利用の促進に関する業務

オ ア～エまでに掲げるもののほか、若狭和田マリーナの管理に関し知事が必要と認める業務

(2) 留意事項

ア 業務の詳細は「和田港若狭和田マリーナ管理運営業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)記載のとおりとします。

イ 指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。指定管理者の業務にかかる外部委託の考え方等については、7 で定める事業計画書により明らかにしてください。

ウ 喫茶・レストラン、売店、自動販売機等の運営にかかる港湾施設の占用許可にかかる事務は福井県が行いますので、指定管理の業務には含まれません。

エ 指定管理の業務を行う場合は、若狭和田マリーナが指定管理者制度による施設であることを利用者等に示すため、施設内やパンフレット等に指定管理者名を表示することとします。

(表示例)

和田港若狭和田マリーナは、福井県が設置し、指定管理者の指定を受けた
△△△△(団体名)が管理運営を行っています。

△△△△

0770－

福井県嶺南振興局小浜土木事務所 小浜市遠敷 1 丁目 101 0770－56－2103

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある他、施設の移管、供用の廃止等により、指定期間が 5 年より短くなる場合があります。

5 管理に要する経費

若狭和田マリーナは利用料金制を採用しているため、若狭和田マリーナの施設利用にかかる利用料金その他の収入(港湾施設占用料を除く)は指定管理者自らの収入とし、指定管理業務にかかる経費を支出することができます。

指定管理業務にかかる経費および収入の経理は、団体の他の業務にかかる経理と区分し、明確に管理してください。

6 申請に関する事項

(1) 申請資格

次のアからカまでの要件のいずれにも該当する法人その他の団体とします。

- ア 福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであること
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと
- エ 国税または地方税を滞納していないものであること
- オ 直近 1 年間に於いて、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）または条例に基づく港湾施設等の使用料等の納付を滞納している者でないこと
- カ 港湾法および条例の規定により港湾施設等の使用許可等を取り消され、または罰則に処せられた者で、当該処分を受けた日から 1 年を経過しない者でないこと

（2）申請資格についての留意事項

- ア 団体については、法人格を有しない任意団体でもよいが、個人は対象となりません。
- イ 複数の団体により構成されたグループによる申請も可能とするが、その場合、グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体をグループ代表団体としてあらかじめ定めることとし、その代表団体は福井県内に主たる事務所を置くまたは置こうとするものであることとします。
また、代表団体、構成団体を変更することは原則として認めません。
- ウ グループの構成団体は、他のグループの構成員になることはできません。また単独での申請もできません。
- エ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。申請の時点で設立されていることを要しませんが、福井県議会での指定の議決を受けるまでに、法人登記簿謄本または法務局登記官の受領書を必ず提出してください。

（3）選定対象からの除外

次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書等を提出した場合
- イ 申請者および申請書の代理人ならびにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、選定委員会委員に個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽または不正があった場合
- エ 受付期限までに提出書類が整わなかった場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- カ その他不正な行為があった場合

（4）募集要項および仕様書等の配布

- ア 配布期間 令和 7 年 8 月 8 日（金）から令和 7 年 10 月 6 日（月）までの平日
- イ 配布時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ウ 配布場所 福井県土木部港湾空港課

(5) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（別紙様式第5号）
- イ 若狭和田マリーナの管理の業務に関する事業計画書（下記「7 事業計画書」による）
- ウ 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録）
- オ 申請の日の属する事業年度における事業計画書および収支予算書
- カ 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類（別紙様式1による）
- キ 若狭和田マリーナの管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 国税および地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

(6) 現地説明会

施設名	和田港若狭和田マリーナ		
開催日時	1回目	令和7年 8月25日（月）	午後1時から午後3時まで
	2回目	令和7年 9月19日（金）	午後1時から午後3時まで
集合場所	若狭和田マリーナ 研修室		
内 容	① 募集要項および仕様書等の説明 ② 若狭和田マリーナの施設視察		
申込方法	1回目	令和7年 8月22日（金）	午後5時までに
	2回目	令和7年 9月18日（木）	午後5時までに 別紙申込書（様式）により申し込んでください。（郵送、FAX、電子メール可）
申込先	福井県土木部港湾空港課		
その他	申請予定者は原則として出席してください。 出席されない場合でも、説明会での説明事項はすべて了知されたものとみなします。		

(7) 関係資料の閲覧

- ア 閲覧期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日
- イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 閲覧場所 福井県土木部港湾空港課

(8) 募集に関する質問

- ア 受付期間
 - 1回目 令和7年8月25日（月）から令和7年8月29日（金）までの平日
 - 2回目 令和7年9月19日（金）から令和7年9月25日（木）までの平日
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 受付方法 別紙質問表（様式）により福井県土木部港湾空港課まで提出してください。（郵送、FAX、電子メール可）
- エ 回答方法 質問者、現地説明会出席者および希望者に対しFAXまたは電子メールにより回答します。ただし、軽微な質問については口頭により回答する場合があります。

- 1回目 令和7年9月5日（金）までに回答します。
2回目 令和7年10月3日（金）までに回答します。

(9) 提出書類の受付

- ア 受付期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日
イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
ウ 提出方法 福井県土木部港湾空港課まで持参してください。（郵送の場合は必ず書留とし、令和7年10月6日（月）午後5時必着とします。）
エ 提出部数 正本1部 副本1部

(10) 申請にあたっての留意事項

- ア 「地方自治法」（昭和22年法律第67号）、「福井県港湾施設管理条例」、「福井県港湾施設管理条例施行規則」（昭和47年福井県規則第37号）、「福井県個人情報保護条例」（平成14年福井県条例第6号）、「福井県外部監査契約に基づく監査に関する条例」（平成11年福井県条例第1号）、「福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）」、「福井県指定管理者制度基本条例」（平成18年福井県条例第3号）その他関係法令等の規定をすべて了知の上で申請してください。
イ 提出後の提出書類の変更は認められません。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
ウ 申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。
エ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で申請してください。
オ 提出書類は返却しません。

7 事業計画書

- (1) 別紙様式2により作成してください。用紙はすべてA4縦型とし、必要により図面、資料の添付も可能とします。

8 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者候補者の選定は、条例第13条各号に掲げる以下の基準に基づき行います。

- ア 県民の平等な利用を確保することができるものであること。
イ 若狭和田マリーナの効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。
ウ 若狭和田マリーナの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) 選定の方法

複数の外部の有識者等により構成する指定管理者（候補者）選定委員会を設置し、提出された事業計画書等に基づき指定管理者の候補者を選定します。委員会は非公開とします。

- ア 書類審査 提出書類に基づき、応募資格、事業計画書等を書類審査します。
書類審査の結果は、令和7年10月14日（火）までに通知します。
- イ 面接審査 書類審査の後、申請にかかる提案内容についての面接審査を実施します。
（令和7年10月下旬実施予定 別途通知します。）
- ウ 選定結果 選定の結果は、申請者全員に書面により通知するとともに公表します。

（３）審査項目等

選定にあたっては、（１）の選定の基準に基づき、県民の平等利用の確保、管理運営事業の計画内容、管理に要する費用、人的・物的な管理能力などの項目を審査し、総合評価により指定管理者の候補者を決定します。

ア 審査基準

審査基準および配点は次のとおりとします。

審査基準	配点
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・ 県民の平等利用の確保	必須 (確保されないと認める場合は失格)
2 若狭和田マリーナの効用を最大限に発揮するものであること ・ 若狭和田マリーナの設置目的と事業内容との適合性 ・ 利用者のサービス向上のための取組み内容 ・ 利用者増、利用促進のための取組み内容 ・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・ 利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・ その他、新たな企画提案（自主事業等）の有無、内容 ・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	30
3 管理の経費の縮減が図られるものであること ・ 提案した収支計画の妥当性、実現可能性、持続性	30
4 若狭和田マリーナの管理を安定して行う能力を有するものであること ・ 人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 ・ 物的能力（収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等）の内容 ・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） ・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体） ・ 業務全般に対する取組み姿勢 ・ 提案した内容の妥当性、実現可能性、持続性	40
合 計	100

9 指定管理者の指定

- （１）選定委員会で候補者を選定した後、福井県定例議会の議決を得て指定管理者として指定されます。
- （２）指定管理者として指定されるまでの間に、指定が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- （３）指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、または協定の締結まで

に財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるに至った場合は、県議会の議決後であっても、指定を取り消すことがあります。

10 協定の締結

指定管理者として指定された後、管理にかかる詳細事項、経費等を最終的に定めるため、指定管理者と福井県との間で協定を締結します。

(1) 包括協定の締結

ア 指定期間全体（５年間）を通じての基本的な事項を定める包括協定を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 指定期間
- ・ 管理の業務に関する基本的な事項
- ・ 管理経費に関する基本的な事項
- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消しおよび業務の停止に関する事項

(2) 単年度協定の締結

ア 包括協定に加え、年度ごとに単年度協定を締結します。

イ 主な協定内容

- ・ 当該年度の管理業務に関する事項

11 県と指定管理者の責任分担

(1) 県と指定管理者の責任分担は別途協定により定めますが、基本方針は次のとおりです。

項 目	指 定 管理者	県	備 考
マリーナの運営管理（苦情対応、広報等含む）	○		
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設、設備の利用許可	○		
利用料金の収入	○		
利用料金の減免承認	○		条例および規則で定める基準を遵守すること
港湾施設の占用許可		○	
施設、設備の修繕 （１件当たりの見積額が３０万円以上のもの） （１件当たりの見積額が３０万円未満のもの） （事故・災害等不可抗力によるもの） （施設管理上の瑕疵によるもの（点検不備に起因する場合を含む））	○ ○	○ ○	
物品の購入 （基本協定書別表に記載の物品） （基本協定書別表に記載していない物品で１件当たりの見積書が１０万円以上のもの） （基本協定書別表に記載していない物品で１件当たりの見積書が１０万円未満のもの）	協議事項 ○	○ 事前協議	
施設利用者等への損害賠償			

〃 (施設本来の瑕疵によるもの)		○	
〃 (施設管理上の瑕疵によるもの (点検不備に起因する場合を含む))	○		
〃 (上記以外のもの)	協議事項	協議事項	
利用者賠償保険への加入	○		
施設の火災保険加入		○	
災害時の対応 (連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)	○		
〃 (指揮、指示等、復旧措置)		○	
物価等の変動 (物価等の上昇によるもの) (施設の運営に重大な影響を及ぼすもの)	○ 協議事項	協議事項	光熱水費等
著しい燃料費の変動	協議事項	協議事項	
需要の変動	○		利用者減少等
資金調達等	○		
包括的な管理責任		○	

1 2 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに福井県に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、福井県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、福井県は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができます。
- (3) 指定管理者が協定締結までに次の事項に該当するに至った場合、福井県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
 - イ 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合
 - ウ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により指定が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合
- (4) 上記(2)または(3)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、福井県は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は福井県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (5) 不可抗力その他福井県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、福井県と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

1 3 その他

- (1) 指定管理者は、令和8年4月1日から指定管理者の業務を円滑に遂行できるよう、自らの責任および負担において人的、物的体制を整備してください。
- (2) 令和8年4月1日までに申込みのあった利用や実施が決定している事業については、現在の指定管理者から原則として引き継いでください。

(3) 指定期間終了または指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営に支障が生じないように円滑な引継ぎに協力するとともに、業務にかかる必要データ等の提供をしていただきます。

(4) 担当およびお問い合わせ先

福井県土木部港湾空港課管理グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話 0776-20-0488

FAX 0776-20-0660

メール kowan@pref.fukui.lg.jp